

NPO 法人タウンサポート鎌倉今泉台

菜園グループ・内部規約

1. 本規約制定の経緯

NPO 法人タウンサポート鎌倉今泉台（以下「当法人」という）には正会員、賛助会員を対象とした【会員規約】がありますが、【会員規約】は巾広く一般的な条項から成り立っており個々の活動に対しては別途規約を設けることになっております。菜園活動に於いては農機具使用時の事故対応、種子・肥料等の管理、病害虫対策、枯草・ごみ類の野焼き管理、地域住民への配慮などの必要性から本規約を定めるものと致します。

2. 主旨

当法人の菜園事業は地域住民多世代交流を主な目的としています。参加される皆さん全員が楽しく菜園作業を行うことが出来るように内部規約を定めるものです。

3. 組織及び会議体

菜園グループの運営は下記運用会議と技術会議で方針決定や課題解決にあたります。会議メンバーは当法人菜園事業担当理事（以下「NPO 理事」という）が指名します。また必要に応じて全体会議を設定する際は NPO 理事が招集します。会員が全体会議設定を希望する際は課題背景、問題点等を書面で NPO 理事に提出してください。

3.1 運用会議（菜園運用年間計画書策定、運営上の課題）

基本的には菜園事業計画（年間）を年に 1 回策定します。その結果を NPO 理事会で審議し、決定します。課題があれば随時開催します。

3.2 技術会議（菜園技術計画書策定、菜園作業上の課題）

基本的に技術会議資料を作成し、会議は隔月実施します。野菜を育てる上での技術的問題の解決が目的です。勉強会とか懇親会と兼ねることは可能です。

作成資料：菜園プラン、野菜育成計画、物品購入計画、経費など

4. 活動規則

4.1 当法人の活動規則

菜園グループのメンバーは当法人会員規約及び菜園グループ内部規約を遵守してください。

4.2 安全の徹底

自身の安全に十分留意し、また他のメンバーの安全にも留意してください。

4.3 菜園作業上の危険行為

刈払い機や耕運機など機械類を使用する時あるいは高所作業など危険を伴う行為はNPO 理事に申し出て許可を得てください。

4.4 届け出等

行政、地権者などへの申請、許可、折衝、お願いなどはNPO 理事が行う。

4.5 活動保険加入

当法人菜園グループのメンバーは全員鎌倉市社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入しております。作業中に怪我をした場合速やかにNPO 理事に申し出てください。

4.6 禁止事項

次の行為は原則禁止と致します。もし必要が生じた場合はNPO 理事に申し出し協議するものと致します。

(1) 火気使用

如何なる火気使用もその都度消防署の許可が必要であり許可なく実施しないで下さい。消防署への申請はNPO 理事が行います。

(2) イベントの実施

収穫祭などの実施は、その都度実施計画を作成の上NPO 理事の承認のうえ実施するものとする。

(3) 菜園での飲食について

休憩時の水分補給、昼食時の食事は許されますが、飲酒は禁止致します。

(附則)

1. 本規定は令和3年9月1日より実施する。